

# ウクライナ避難民への就労分野での 支援について

# ウクライナ避難民への就労分野での支援について

## 政府全体のウクライナ避難民への支援状況

- 出入国在留管理庁を中心に、相談窓口やハローワークによる就労支援のほか利用可能な支援メニューを情報提供。また、身寄りのない避難民向けに一時滞在施設を提供し、生活費・医療費の支給等を実施。なお、身寄りのある避難民には、日本財団において生活費等の支援を実施。

## 就労分野でのこれまでの主な対応

- 3月18日：全国の労働局、ハローワークにウクライナ避難民に係る特定活動の付与について周知
- 4月15日：ウクライナ避難民への支援申出企業の労働局、ハローワークへの提供
- 4月19日：ウクライナ避難民に対し、ハローワークの相談窓口を日・英・ウで周知
- 4月21日：緊急全国安定部長会議を開催・各都道府県労働局に指示  
全国の自治体向け説明会において、ハローワークでの対応について周知

## ウクライナ避難民の状況

- ウクライナ避難民 **995名**
- うち特定活動 **694名**

※5月18日時点・出入国在留管理庁による集計。  
特定活動には、子どもなど就労不可の者を含む。

## 外国人雇用サービスセンターにおける窓口の設置

- 東京(5/19～)、大阪(5/20～)の外国人雇用サービスセンターにおいて、ウクライナ語通訳を配置した、**避難民支援窓口を設置**。

(東京外国人雇用サービスセンター  
ウクライナ避難民就労支援窓口)



## 今後の対応 (下線部は上記全国安定部長会議で指示)

- あらゆる機会を捉えたハローワークの周知広報：自治体等との情報連携及び協力体制の構築
- 企業側への働きかけ：
  - ・地元の外国人雇用に慣れた企業や支援申出企業との求人化に向けた調整
  - ・本件を契機に初めて外国人を雇い入れる企業へのアドバイザーの派遣
- 避難民に対するマッチング支援：
  - ・地方入管、自治体、一時滞在施設等での出張相談
  - ・メールによる双方向支援の実施 (就労希望の把握及び希望者へのプッシュ型の情報送付を含む。)
- 避難民を雇用する企業への支援：避難民を特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の対象に追加
- 避難民が職業訓練を受講しやすくするための見直し：訓練委託費が高い定住外国人向けの公共職業訓練の対象に避難民を追加、職業訓練受講給付金の支給手続の柔軟化

# ウクライナ避難民を雇用する事業主への支援について

目的：就労を希望するウクライナ避難民の就労支援については、ハローワークを中心として行われるところ。ハローワーク等の紹介により、ウクライナ避難民を継続雇用または試行雇用する事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金またはトライアル雇用助成金を支給する。これにより、ハローワークの就労支援に加え、当該助成措置によるウクライナ避難民の更なる雇用機会の増大や創出を図る。

## ■ 現行の助成内容等

助成金名	現行の対象労働者	助成対象期間	支給額
特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	高年齢者、障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者、北朝鮮帰国被害者等、45歳以上65歳未満の公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者等	1年	60万円 (中小企業以外50万円)
トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者</li> <li>・離職している期間が1年超の者</li> <li>・育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者</li> <li>・フリーターやニート等で55歳未満の者</li> <li>・特別の配慮を要する者(生活保護受給者等)</li> <li>・安定した職業に就くことが困難である者として職業安定局長が定める者</li> </ul>	最長3か月	12万円

65歳未満※の「日本に避難を余儀なくされたウクライナの住民」を追加(省令改正)

「日本に避難を余儀なくされたウクライナの住民」を追加(局長通知)

## ■ 支給対象者追加について

- ・特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)  
新たに支給対象者を省令改正により追加し、支給要領(局長通知)を改正。  
※65歳以上の方については、同助成金の生涯現役コースにより対応。
- ・トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)・・・トライアル雇用の対象者を追加する旨の局長通知の発出。

## ■ 助成金の対象となる「日本に避難を余儀なくされたウクライナの住民」について

出入国在留管理庁発行の「ウクライナ避難民証明書」及び就労可能な在留資格を所有する者

## ■ 施行

令和4年5月30日(予定)